

不正軽油は、  
作らない、買わない、使わない

富山県不正軽油防止対策協議会  
〒930-8501 富山市新総曲輪1-7  
富山県経営管理部税務課内  
TEL076-444-3178 FAX 076-444-3487

「不正軽油撲滅NEWS」では、県内外の不正軽油に関する情報を、読者の皆様に紹介しています。不正軽油の流通をくい止めるためにも、是非、情報をお寄せください。

皆様からの情報が、不正軽油撲滅に繋がります！

## セルフ式ガソリンスタンドで灯油を直接給油！

先ごろ、東京都は、セルフ式ガソリンスタンドにおいて、ディーゼル車の燃料タンクに灯油を直接給油する行為を初めて確認しました。

灯油を自動車燃料として使用する場合には、軽油引取税が課税されるとともに、県知事の事前承認が必要であり、承認を受けずに使用すると罰則が適用されます。

皆様方におかれましては、もしそのような行為を発見された場合は、

**軽油110番 TEL.076-444-8110 又は 総合県税事務所 TEL.076-444-4507**

まで、至急連絡していただきますようお願いします。

## 北陸三県・新潟県が「軽油路上抜取調査」を実施！

県では、今月中ごろ、朝日町宮崎地内（国道8号沿い）において「軽油路上抜取調査」を実施しました。

今回は、北陸三県（富山・石川・福井）及び新潟県が同日に調査を実施したものです。

本県では、運転手の協力を得て、ディーゼル車60台から軽油を採取しました。採取した軽油については、現在分析を行っており、重油や灯油などが混ざった混和軽油が発見された場合には、流通ルートの特定を行います。

県では、今後も計画的に路上抜取調査を実施してまいりますので、調査の際にはご協力をお願いします。

使用している軽油がちょっとおかしい！  
黒い排気ガスのトラックが走っていた！

「軽油110番」または  
「総合県税事務所」までお電話を！  
**軽油 110番 076-444-8110**  
**総合県税事務所 076-444-4507**